

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

525
17/8/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907

e-mail office@peacedepot.org http://www.peacedepot.org f https://www.facebook.com/peacedepot.org/

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

核兵器禁止条約が動きはじめる

日本は「核の傘」から出て、締約を！ 「北東アジア非核兵器地帯」を道しるべに

7月7日、核兵器禁止条約が採択され、9月20日には署名のために開放される。だが、それが「核兵器のない世界」を約束するものではないこともまた現実だ。日本と日本の市民はこの現実を克服するために何ができるだろうか。その鍵は日本が自ら米国の核の傘から離脱する道を見定め、歩き始めることにある。困難であろうが私たちは歩き始めなければならない。「北東アジア非核兵器地帯」の設立は、そのための道しるべだ。

採択された条約の全訳を2～5ページの資料1に示す。また、採択における各国の投票行動は資料2(6ページ)のとおりであった(投票しなかった国も併せて示した)。賛成は122、反対は1(オランダ)、棄権は1(シンガポール)。投票しなかった国には、交渉不参加の核保有国、それらと軍事同盟を結んでいる国々(NATO、CSTO¹、ANZUS²、日米安保、米韓相互防衛・各条約)などが含まれる。ただし、CSTO加盟国であってもカザフスタンは賛成した。また米国との安全保障上の関係が深いフィリピン、マーシャル諸島、パラオは賛成票を投じた。

条約は9月20日に署名開放される。賛成票を投じた国がすべて署名・批准すれば、国連加盟国の6割強が締約する条約が誕生することになる。

核保有国の共同声明

米、英、仏の常駐代表は7月7日、条約を批判する共同声明を発した(6ページ資料3)。声明の内容は核保有国が一貫して「禁止条約」を批判してきたものと同じであるが、今回は次の一節が導入された。「核兵器に関する我々の国の法的義務に変更は生じない。例えば、我々は、この条約が慣習国際法を反映している、あるいはその発展

にいかなる形であれ寄与する、という主張を受け入れることはない」と述べた。これは、核兵器が国際慣習法の命じるところによって禁止されたという考え方に対する「拒絶」であると理解できる。

日本「禁止条約」参加の条件

日本は米国と歩調を合わせて条約交渉に参加しなかった。不参加理由も、上記3か国共同声明と軌を一にするものであった。一方、交渉過程においては、各国の代表団から「ヒバクシャ」という言葉が、シンパシーと敬意をもってしばしば発せられ、前文に2度も登場した。その経過と意

今号の内容

「核の傘国」は禁止条約に入れない

[資料]核兵器禁止条約(全訳)／条約採択投票結果
／米英仏の共同声明

【図説】北朝鮮の弾道ミサイル

—種類、性能と推定射程距離

北東アジア非核兵器地帯と

日本国平和憲法

主筆 梅林 宏道

8月15日は休みます。次号は9月1日合併号です。

義を考慮すれば、日本が、米、英、仏のように同条約が「慣習国際法を反映している、あるいはその発展にいかなる形であれ寄与する」ことを拒否する立場にたつことは決して許されない。日本は今こそ、核兵器政策の見直しを行い、とりわけ米国の核の傘から離脱するプロセスを追求して、最終的には禁止条約に署名・批准する道を歩み始めるべきである。

日本の核抑止依存を示す文書の一つである、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」³は次のように述べる。

「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していく(略)」

米国によれば核抑止力とは次のようなものだ。「合衆国、同盟国並びにパートナーを攻撃することの代償として受ける結果が、攻撃することによって得られる利益を著しく上回るであろうことを潜在的敵国に確信させうる、信頼性ある核抑止力を維持するであろう。」(13年6月9日・合衆国の核使用戦略に関する報告)

核兵器禁止条約に照らせば、核抑止力とは条約で禁止された「核使用の威嚇」(第1条d)によっ

て裏づけられるものであり、「禁止条約」に反することは明白である。したがって、「禁止条約」が発効するに及んでもなお、「核の傘依存政策」をつづけることは、「禁止条約」が依拠する、核兵器の非人道性を否定するものであり、「唯一の戦争被爆国」としての歴史的責務に対する背信だ。

「核の傘からの離脱」は、日本が一方的に決められるものではない。米国との協議はもちろん、国際的、国内的議論をとおして相互に脅威を削減して、北東アジア地域の安全保障環境を「核抑止力を必要としない」ものへと変えてゆく外交的努力が求められる。「北東アジア非核兵器地帯」の設立は最も重要な里程標になるだろう。

北朝鮮の核とミサイルの脅威が高まりつつある今(7ページ[図説])こそ、同地帯設立を見据えた交渉を開始するべきだ。(田巻一彦)M

注

- 1 集団安全保障条約機構(アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、ロシア、タジキスタン、ウズベキスタン)。92年署名、加盟国は17年現在。
- 2 米国、オーストラリア、ニュージーランドにより1951年に署名、翌年発効。
- 3 2013(平成25)年12月17日、国家安全保障会議決定／閣議決定。

[資料1] 核兵器の禁止に関する条約 (A/CONF.229/2017/8)

この条約の締約国は、

国際連合憲章の目的及び原則の実現に貢献することを決意し、

核兵器のいかなる使用もがもたらす壊滅的な人道上の帰結を深く憂慮し、その結果として核兵器が完全に廃絶されることが必要であり、このことがいかなる場合にも核兵器が決して再び使用されないことを保証する唯一の方法であり続けていることを認識し、

核兵器が継続的に存在することによりもたらされる危険(事故による、誤算による又は意図的な核兵器の爆発によりもたらされるものを含む。)に留意し、これらの危険はすべての人類の安全に関わり、すべての国が核兵器のあらゆる使用を防止する責任を共有していることを強調し、

核兵器の壊滅的な帰結は、適切に対処できないものであること、国境を越えること、人類の生存、環境、社会経済的な発展、世界経済、食料の安全及び現在と将来の世代の健康に重大な影響を与えること、並びに女性及び少女

に不均衡な影響(電離放射線の結果としての影響を含む。)を及ぼすことを認識し、

核軍縮を求める倫理上の要請があること及び核兵器のない世界を達成しかつ維持する緊急性があることを認め、このことが、世界の最上位にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資することを認め、

核兵器の使用の被害者(ヒバクシャ)及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認し難い苦しみと害に留意し、

先住民に対する核兵器活動の不均衡な影響を認識し、

すべての国がいかなる時も適用可能な国際法(国際人道法及び国際人権法を含む。)を遵守する必要があることを再確認し、

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、区別の規則、無差別攻撃の禁止、攻撃の際の均衡性及び予防措置の規則、その性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器を用いることは禁止されているという規則並び

に自然環境を保護する規則に立脚し、

核兵器のいかなる使用も武力紛争に適用される国際法の規則、特に国際人道法の原則及び規則に違反するであろうことを考慮し、

また、核兵器のいかなる使用も人道の諸原則及び公共の良心に反するであろうことを再確認し、

国は、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないこと、並びに国際の平和及び安全の確立及び維持は、世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして促進されるべきことを想起し、

また、1946年1月24日に採択された国際連合総会の最初の決議及び核兵器の廃絶を求めるその後の決議を想起し、

核軍縮の進展が緩慢であること、軍事上及び安全保障上の概念、教義及び政策において継続的に核兵器に依存していること、並びに核兵器システムの生産、維持及び近代化の計画のため

に経済的及び人的資源を浪費していることを憂慮し、

核兵器の法的拘束力のある禁止は、核兵器の不可逆的で、検証が可能であり、かつ透明性を有する廃絶を含む、核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となることを認識し、この目的に向けて行動することを決意し、

嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に向けての効果的な前進を達成する目的をもって行動することを決意し、

嚴重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に追求しかつ完結させる義務が存在することを再確認し、

また、核兵器の不拡散に関する条約は核軍縮及び不拡散体制の礎石として機能しており、その十分かつ効果的な実施は、国際の平和及び安全の促進において不可欠な役割を果たしていることを再確認し、

核軍縮及び不拡散体制の中核的要素としての包括的核実験禁止条約及びその検証体制の不可欠な重要性を認識し、

当該地域の諸国間で自由に締結される取極を基礎として、国際的に承認された非核兵器地帯を創設することは、世界及び地域の平和及び安全を強固にし、核不拡散体制を強化し、並びに核軍縮の目標を実現することに対して貢献する、という確信を再確認し、

この条約のいかなる規定も、無差別に平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならないことを強調し、

女性及び男性の双方による平等、十分かつ効果的な参加は、持続可能な平和及び安全を促進し及び達成することにとり不可欠な要素であることを認識し、女性の核軍縮への効果的な参加を支援しかつ強化することを約束し、

また、あらゆる点での平和及び軍縮教育の重要性並びに核兵器が現在及び将来の世代にもたらす危険及び

帰結についての意識を高めることの重要性を認識し、この条約の原則及び規範の周知を図ることを約束し、

核兵器の全面的な廃絶の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際連合、国際赤十字・赤新月運動、その他の国際機関及び地域的機関、非政府機関、宗教指導者、議員、学術研究者、及びヒバクシャが行っている努力を認識し、

次のとおり協定した。

第1条(禁止)

締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

- (a) 核兵器その他の核爆発装置を開発し、実験し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、保有し又は貯蔵すること。
- (b) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいずれかの者に対して直接又は間接に移譲すること。
- (c) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理を直接又は間接に受領すること。
- (d) 核兵器その他の核爆発装置を使用すること又は使用すると威嚇を行うこと。
- (e) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、いかなる様態によるかを問わず、援助し、奨励し又は勧誘すること。
- (f) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者から、いかなる様態によるかを問わず、いづれかの援助を求めること又は援助を受けること。
- (g) 自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所において、核兵器その他の核爆発装置を配置し、設置し又は配備することを許可すること。

第2条(申告)

1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後30日以内に、国際連合事務総長に対して申告を行うものとし、当該申告において、

- (a) この条約が自国について効力を生じる前に、核兵器その他の核爆発装置を所有していたか否か、占有していたか否か又は管理していたか否か、及び核兵器に関連するすべての施設の除去若しくは転換を含む自国の核兵器計画の除去を行って

いたか否かを申告する。

(b) 前条(a)にかかわらず、核兵器その他の核爆発装置を所有しているか否か、占有しているか否か又は管理しているか否かを申告する。

(c) 前条(g)にかかわらず、自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に、他の国が所有し、占有し又は管理する核兵器その他の核爆発装置が存在するか否かを申告する。

2 国際連合事務総長は、前項の規定に基づき受領したすべての申告を全締約国に対して送付する。

第3条(保障措置)

1 次条1又は2が適用されない締約国は、将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、少なくとも、この条約が効力を生じた時点において自国について効力を有する国際原子力機関の保障措置に関する義務を維持する。

2 次条1又は2が適用されない締約国であって、国際原子力機関と包括的な保障措置協定(INFCIRC/153(Corrected))を締結していないか、又は同協定の効力が生じていない締約国は、同機関と同協定を締結しかつ発効させる。その協定の交渉は、この条約が当該当事国につき効力を生じた時から180日以内に開始しなければならない。その協定は、この条約が当該締約国につき効力を生じた時から18箇月以内に効力を生ずるものとする。締約国は、その後は、将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、この義務を維持する。

第4条(核兵器の全面的な廃絶に向けた措置)

1 2017年7月7日の後に、核兵器その他の核爆発装置を所有し、占有し又は管理しており、かつこの条約が自国につき効力を有する前に、核兵器に関連するすべての施設の除去若しくは不可逆的な転換を含む自国の核兵器計画の除去を行った締約国は、自国の核兵器計画を不可逆的に除去したことを確認することを目的として、この条の6に従って指定された権限のある国際当局と協力する。この当局は、全締約国に対して報告する。当該締約国は、申告された核物質が平和的な核活動から転用されていないこと及び当該締約国全体において申告されていない核物質又は活動が存在しないことにつき信頼でき

る保証を供与するに十分な保障措置協定を国際原子力機関と締結する。その協定の交渉は、当該締約国につきこの条約が効力を生じた時から180日以内に開始しなければならない。その協定は、この条約が当該締約国につき効力を生じた時から18箇月以内に効力を生ずるものとする。締約国は、その後は、将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、この義務を維持する。

2 第1条(a)にかかわらず、核兵器その他の核爆発装置を所有し、占有し又は管理している締約国は、直ちにその核兵器その他の核爆発装置を運用上の地位から撤去し、可及的速やかにかつ最初の締約国会合により決定される期日までに、当該締約国の核兵器計画についての検証を伴いかつ不可逆的に除去を行うための法的な拘束力を有しかつ期限を伴う計画（核兵器に関連するすべての施設の除去又は不可逆的な転換を含む。）に従い、その核兵器その他の核爆発装置を廃棄する。当該締約国は、この条約が自国につき効力を生じた後60日以内にこの計画を全締約国又は全締約国が指定する権限のある国際当局に提出する。その後、この計画はこの権限のある国際当局と交渉され、同当局は、後に最も早く開催される締約国会合又は検討会合のいずれかに対して、これら会合の手続規則に基づく承認のために、この計画を提出する。

3 前項が適用される締約国は、申告された核物質が平和的な核活動から転用されていないこと及び当該締約国全体において申告されていない核物質又は活動が存在しないことにつき信頼できる保証を供与するに十分な保障措置協定を国際原子力機関と締結する。その協定の交渉は、前項に定める計画の実施が完了する期日までに開始しなければならない。その協定は、交渉開始の日の後18箇月以内に効力を生ずるものとする。締約国は、その後は、将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、この保障措置に関する義務を維持する。この項に定める協定の効力が生じた後、締約国は、この条に基づく自国の義務の履行につき国際連合事務総長に対して最終申告を提出する。

4 第1条(b)及び(g)にかかわらず、自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に、他の国が所有し、占有し又は管理する核兵器その他の核爆発装置が存在する締約国

は、可及的速やかにかつ最初の締約国会合により決定される期日までに、その核兵器その他の核爆発装置の速やかな撤去を確保する。その核兵器その他の核爆発装置の撤去に際して、この条に基づく自国の義務の履行につき国際連合事務総長に対して申告を提出する。

5 この条が適用される締約国は、この条に基づく自国の義務の履行が完了するまで、この義務の実施の進捗状況につき締約国会合及び検討会合に報告する。

6 全締約国は、この条の1、2及び3に従い、核兵器計画の不可逆的な除去（核兵器に関連するすべての施設の除去又は不可逆的な転換を含む。）につき交渉し及びこの除去を確認する権限のある国際当局を指定する。この条の1又は2の規定が適用される締約国につきこの条約の効力が生じる前に、この指定が行われない場合は、国際連合事務総長は、必要な決定を行うために締約国による特別の会合を招集する。

第5条(国内の実施措置)

1 締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するために必要な措置をとる。

2 締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自国の管轄若しくは管理の下にある者による活動又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域における活動を防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他の措置(罰則を設けることを含む。)をとる。

第6条(被害者に対する援助及び環境の回復)

1 締約国は、核兵器の使用又は実験により影響を受けた自国の管轄の下にある個人について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、年齢及び性別に配慮した援助(医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。)を適切に提供し、並びにこれらの者が社会的及び経済的に包容されるようにする。

2 締約国は、核兵器その他の核爆発装置の実験又は使用に係る活動の結果として汚染された自国の管轄又は管理の下にある地域に関して、汚染された地域の環境上の回復に向けた必要かつ適切な措置をとる。

3 この条の1及び2に基づく義務は、国際法又は二国間の協定に基づく他の国の義務に影響を及ぼさない。

第7条(国際協力および援助)

1 締約国は、この条約の実施を促進するために他の締約国と協力する。

2 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、可能な場合には他の締約国からの援助を求め及び受ける権利を有する。

3 援助を提供することのできる締約国は、この条約の実施を促進するために、核兵器の使用又は実験により影響を受けた締約国に対して技術的、物的及び財政的援助を提供する。

4 援助を提供することのできる締約国は、核兵器その他の核爆発装置の使用又は実験の被害者のための援助を提供する。

5 この条に基づく援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的な、地域的な若しくは国の機関、非政府機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟若しくは各国赤十字・赤新月社を通じて又は二国間で提供することができる。

6 締約国が国際法に基づき負う他の義務に影響を与えることなく、核兵器その他の核爆発装置を使用し又は実験した締約国は、被害者の援助及び環境の回復を目的として、影響を受けた締約国に対して適切な援助を提供する責任を有する。

第8条(締約国会合)

1 締約国は、関連する規定に従いこの条約の適用又は実施に関する問題について、並びに核軍縮のための更なる措置について検討するため及び必要な場合には決定を行うために定期的に会合する。これには次の事項を含む。

(a) この条約の実施及び締結状況

(b) 核兵器計画の検証及び期限を伴いかつ不可逆的な除去のための措置(この条約に対する追加の議定書を含む。)

(c) この条約の規定に従いかつ適合する他の事項

2 最初の締約国会合については、この条約が効力を生じた後1年以内に国際連合事務総長が招集する。更なる締約国による会合は、締約国による別段の合意がある場合を除き、2年毎に、同事務総長が招集する。締約国会合は最初の会期において手続規則を採択する。その採択に至るまでの間、核兵器の全面的な廃絶に向けた核兵器を禁止する法的拘束力のある条約を交渉する国際連合会議の手続規則を適用する。

3 締約国の特別の会合は、必要と認められる場合、締約国からの書面による要請に基づき、かつ締約国の少なくとも3分の1がその要請を支持す

るとき、国際連合事務総長により、招集される。

4 この条約が効力を生じてから5年の期間の後、国際連合事務総長は、この条約の運用及びこの条約の目的の達成についての進展を検討するために会合を招集する。締約国による別段の合意がある場合を除き、国際連合事務総長は、同一の目的で6年毎に更なる検討会合を招集する。

5 締約国会合及び検討会合には、この条約の締約国でない国並びに国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び関連する非政府機関を、オブザーバーとして出席するよう招請する。

第9条(費用)

1 締約国会合、検討会合及び締約国の特別の会合の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及びこれらの会合にオブザーバーとして参加するこの条約の締約国でない国が負担する。

2 この条約の第2条に基づく申告、第4条に基づく報告及び第10条に基づく提案された改正の送付につき国際連合事務総長が要する費用は、適切に調整された国際連合の分担率に従って締約国が負担する。

3 第4条に基づき必要とされる検証措置の実施に関する費用並びに核兵器その他の核爆発装置の廃棄及び核兵器計画の除去(核兵器に関連するすべての施設の除去又は転換を含む。)に関する費用は、これらが適用される締約国が負担する。

第10条(改正)

1 いずれの締約国も、この条約が効力を生じた後いつでもこの条約の改正を提案することができる。提案された改正の条文については、国際連合事務総長に通報するものとし、同事務総長は、当該条文をすべての締約国に送付し、当該提案を検討するべきか否かについての締約国の見解を求める。締約国の過半数が当該提案を更に検討することを支持する旨を当該提案の送付の後90日以内に同事務総長に通報する場合には、当該提案は、次回の締約国会合又は検討会合のいずれか最も早く開催される会合において検討される。

2 締約国会合又は検討会合は、締約国の3分の2の多数による賛成投票により採択される改正につき合意することができる。寄託者は採択された改正をすべての締約国に通報する。

3 改正は、改正の時点における締約国の過半数により改正の批准書又は受諾書が寄託された90日の後、改正の批准書又は受諾書を寄託した締約国について効力を生ずる。その後、この改正は、改正の批准書又は受諾書を寄託した他の締約国につき、その批准書又は受諾書が寄託された90日の後効力を生ずる。

第11条(紛争の解決)

1 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間で紛争が生ずる場合には、関係締約国は、交渉によって又は国際連合憲章第33条に従い当該関係締約国が選択するその他の平和的手段によって紛争を解決するために協議する。

2 締約国会合は、この条約及び国際連合憲章の関係規定に従って、あつせんを提供し、関係締約国に対して当該関係締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請し及び合意された手続に従って解決するための期限を勧告することによる貢献を含み、紛争の解決に貢献することができる。

第12条(普遍性)

締約国は、すべての国によるこの条約への普遍的な参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を署名し、批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する。

第13条(署名)

この条約は、2017年9月20日からニューヨークにある国際連合本部においてすべての国に署名のために開放しておく。

第14条(批准、受諾、承認又は加入)

この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。この条約は加入のために開放しておく。

第15条(効力発生)

1 この条約は、50番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後90日で効力を生ずる。

2 50番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後90日で効力を生ずる。

第16条(留保)

この条約の各条の規定については、留保を付することができない。

第17条(有効期間及び脱退)

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

2 締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、寄託者に対しその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。

3 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後12箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該12箇月の期間の満了の時ににおいて、武力紛争の当事者である場合には、当該締約国は、武力紛争の当事者でなくなる時まで、この条約の義務及び追加される議定書の義務に引き続き拘束される。

第18条(他の協定との関係)

この条約の実施は、締約国が当事国である既存の国際協定との関係で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。但し、当該義務がこの条約と両立する場合に限る。

第19条(寄託者)

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

第20条(正文)

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

2017年7月7日にニューヨークで作成された。

訳注:他の軍縮条約との条文上の異同や関係を明確にするために、既存の公定訳における訳語をなるべく採用した。但し、核兵器の"elimination"は「廃絶」とした(NPTの公定訳では「除去」)。また、原語を示すことが正確な理解に資すると判断した場合にはその語の初出箇所の後に〔〕で原語を示した。(編集部注:本誌では省略)

原文出典:<http://undocs.org/A/CONF.229/2017/8>

(日本反核法律家協会(JALANA)による17年7月20日現在暫定訳。出典:www.hankaku-j.org/infomation/data/170720.pdf)

【資料2】

各国の投票行動と参加状況

賛成 122

アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、イエメン、イラン、イラク、インドネシア、ウガンダ、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、エチオピア、エリトリア、エルサルバドル、オーストリア、オマーン、ガイアナ、カザフスタン、カタール、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、ガンビア、カンボジア、ギニアビサウ、キプロス、キューバ、キリバス、グアテマラ、クウェート、グレナダ、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サモア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スーダン、スリナム、スリランカ、赤道ギニア、セーシェル、セネガル、セントキッツ・アンド・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ソロモン諸島、タイ、タンザニア、チャド、チュニジア、チリ、トーゴ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニュージーランド、ネパール、ハイチ、パナマ、バヌアツ、バハマ、パプアニューギニア、パラオ、パラグアイ、パレスチナ、バーレーン、バ

ングラデシュ、東ティモール、フィジー、フィリピン、ブータン、ブラジル、ブルキナファソ、ブルネイ・ダルサラーム、ブルンジ、ベトナム、ベニン、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、法王聖座、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、マーシャル諸島、マダガスカル、マラウイ、マルタ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モルドバ共和国、モロッコ、モンゴル、ヨルダン、ラオス民主共和国、リヒテンシュタイン、リベリア、レソト、レバノン

反対 1

オランダ

棄権 1

シンガポール

欠席 71

【公式の参加者リストに掲載】13

アルメニア、アンドラ、カメルーン、ギニア、ザンビア、シリア、スワジランド、ナウル、ニカラグア、バルバドス、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モナコ、リビア

【公式の参加者リストに掲載はないがICANによる目撃情報あり】9

キルギスタン、コモロ連合、ソマリア、タジキスタン、中央アフリカ、ニジェール、マリ、南スーダン、モルディブ

【公式の参加者リストに掲載はないが会議初日に演説】1

日本

【その他】48

アイスランド、アメリカ合衆国、アルバニア、イギリス、イスラエル、イタリア、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、オーストラリア、カナダ、韓国、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、中国、チェコ、朝鮮民主主義人民共和国、ツバル、デンマーク、ドイツ、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、ノルウェー、パキスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、ミクロネシア連邦、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ルワンダ、ロシア

凡例

太字＝核保有国

下線＝NATO加盟国

二重下線＝CSTO加盟国

波線＝米の核傘下国(NATO以外)

注 交渉会議は、法王聖座(バチカン)とパレスチナに対し、投票権を含む国連加盟国と同等の参加資格を認める独自の手続き規則を採用した。よって母数は国連加盟国数の193ではなく195となる。

(作成：ピースデポ)

【資料3】

核兵器禁止条約の採択を受けた米国、英国、フランス常駐代表の共同報道発表

ニューヨーク市
2017年7月7日

フランス、英国、米国は核兵器禁止条約の交渉に参加していない。我々は同条約への署名、批准をするつもりもないし、今後、締約国になるつもりもない。したがって、核兵器に関する我々の国の法的義務に変更は生じない。例えば、我々は、この条約が慣習国際法を反映している、あるいはその発展にいかなる形であれ寄与する、という主張を受け入れることはない。重要なのは、核兵器を保有する他の国々や、核抑止に依存する他のほとんどすべての国々も、交渉に参加していないことである。

このイニシアティブは、国際安全保障環境の現実をあからさまに無視している。禁止条約への加入は、70年以上にわたり欧州と北アジアの平和維持に不可欠であった核抑止政策と、両立しない。核抑止を必要ならしめ続けている安全保障上の懸念に対応せずに核兵器の禁止なるものを行っても、ただの1つも核兵器を廃棄することにつながらないし、いかなる国の安全も、国際の平和と安全も、高まらない。それどころか、DPRKにより進められている核拡散行動など拡大する脅威を前に世界が結束を保つべきこの時に、分裂を引き起こし、正反対の事態を生むだけである。この条約は、北朝鮮の核計画がもたらす重大な脅威に対し何らの解決策も示さないし、核抑止を必要ならしめているその他の安全保障上の課題にも対応していない。禁止条約はまた、国際の平和と安全の維持に寄与する既存の国際安全保障

機構を害する危険性がある。

この点に関し、我々は、核不拡散条約(NPT)への引き続きの忠誠をいまいちど確認し、その権威、普遍性、実効性を守り推し進める決意を再確認する。核軍縮そして全面完全軍縮という目標に向けた取り組みは、万人のために強化され減じることのない安全の原則に基づき、国際の平和と安全そして戦略的安定を促進するような方法で、なされなければならない。

我々は皆、国際の平和、安定、安全をさらに推し進めるため、集団安全保障システムを擁護し強化するという、共通の責任を有している。

(訳：ピースデポ)

原文：

<https://usun.state.gov/remarks/7892>

北朝鮮の弾道ミサイル

分類		名称	射程 (km) ペイロード (Kg)	保有量 注
短距離弾道ミサイル	SRBM	トクサ (毒蛇)	160~200 km	スカッド総数 700 トクサ、スカッドの TEL※は合わせて 100 ※TEL: 輸送起立発射機
"	"	スカッド B	300 km	
"	"	スカッド C	500 km	
"	"	スカッド ER	700~1000 km	
準中距離弾道ミサイル	MRBM	ノドン (蘆洞)	1200~1500 km 700~750 kg	ミサイル数 200 発 TEL<50
中距離弾道ミサイル	IRBM	ムスダン (舞水端)	2500~3500 km 500~1000 kg	ミサイル数: 不明 TEL<50
"	"	ブククソン (北極星) 2	2500 km	2017 年 5 月にミサイル量産の指示
"	"	ファソン (火星) 12	~4500 km	2017 年 5 月に発射実験
大陸間弾道ミサイル	ICBM	ファソン 13	7500~9500 km 500~700 kg	TEL<6 基 発射実験なし
"	"	ファソン 14	7000~10000 km 500~700 kg	TEL<6 基 2017 年 7 月に 2 回発射実験
衛星打ち上げ体	SLV	テポドン 2、クワンソソソ	10000~15000 km 500~1000 kg	ICBM として使った場合の推定
潜水艦発射弾道ミサイル	SLBM	ブククソン 1	2000 km?	発射用潜水艦: 1 隻

梅林宏道「D.P.R.K.の核兵器運搬手段: 第 1 版」(『ピースデポ・ワーキングペーパー』No.3J、2016 年 9 月 25 日) を基礎に作成。

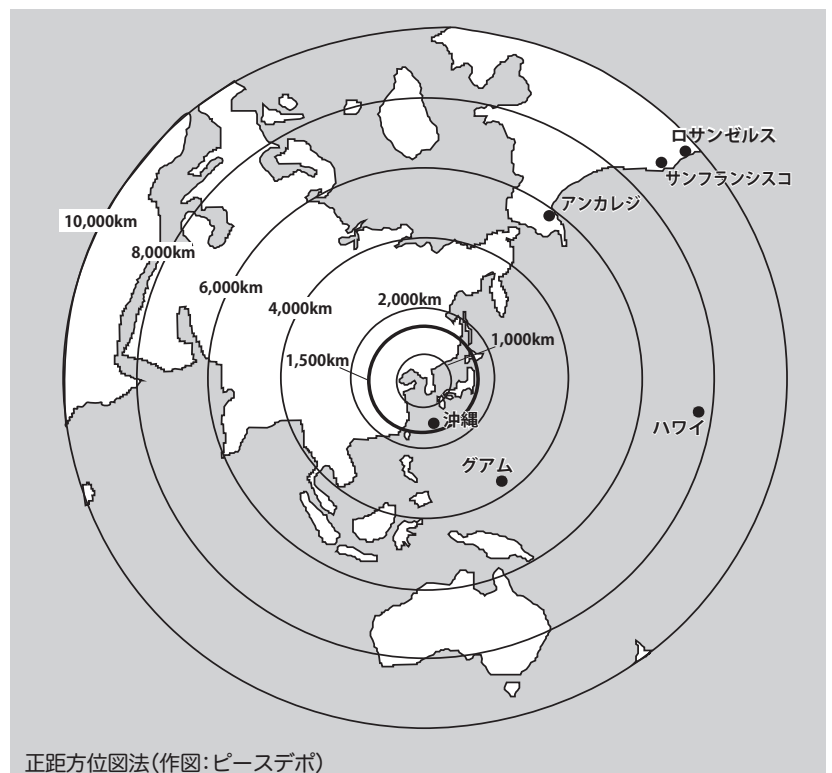
図説 北朝鮮の弾道ミサイル

北朝鮮が保有していると思われる弾道ミサイルの種類、数、射程距離、ペイロード(搭載可能な弾頭の重量)を上表にまとめた。データは多くの仮定や推定が含まれるが、右図と重ね合わせれば、すでに日本国内の多くの目標がミサイルの射程に収められている。

たとえば、「スカッドER」(射程1,000 キロ)は、移動式発射台(TEL)で軍事境界線近くから発射すれば、岩国、横須賀にまで届く。また、200 発ある「ノドン」(射程最大1,500 キロ)は、平壤からさえ、日本列島のほぼ全域を攻撃することができる。

日本政府やメディアは、もっぱらICBM能力を論じるが、これは米国の視点に立つものだ。しかし、市民はむしろ日本がすでにミサイルの射程内にあるという現実を直視し、危機を回避する道は外交以外にないことを、政府に訴えるべきだ。(編集部)

ピョンヤンから主要地点への距離



北東アジア非核兵器地帯と日本国平和憲法

主筆 梅林 宏道

以下のエッセイは6月23～25日にウランバートル(モンゴル)で開催された「北東アジアの平和と安全保障に関する委員会」の会議で発表されたスピーチの日本語訳である。

【要約】日本の平和憲法は北東アジアにおける安全保障方程式において影響力の大きい変数である。日本が改憲によって国家安全保障における軍事力の役割を高めるならば、方程式は悪い方向に傾き、地域は長期に及ぶ不安定化をこうむるであろう。日本人の視点から言うならば、研究者や政策決定者が、日本の市民が平和憲法下で安心かつ安全であると考えようとするような地域的な共通の安全保障体制を追求することが極めて重要である。北東アジア非核兵器地帯は、そのような目的に向かう第一歩として追求されるべき有望な構想である。

日本の平和憲法の現状

2015年9月に成立し2016年3月に施行された、日本の「2015年安保法制」は日本の圧倒的多数の憲法学者によって違憲であると評価された。この安保法制は、保守、革新を問わず歴代の内閣が数十年にわたって憲法第9条に反すると結論付け、禁止してきた**集団的自衛権**を、日本が行使することを可能にした。自衛隊は日本の安全保障政策を実行するための軍事装置であるが、自衛隊の本性も日常実務も新安保法制によってやがては根本から変化してしまう可能性がある。しかし、本質的な変化には相当な時間を要するであろう。それには二つの理由がある。

一つには、安保法制は国会内外に起きた強い抵抗の結果、極めて厳しい条件下で実現した紙の上の産物に過ぎない。安保法制の合憲性を担保するために、安倍政権は「憲法9条のもとで許容される自衛の措置としての『**武力の行使**』の**3要件**」を導入した。それは次の通りである¹。

1. わが国に対する武力攻撃が発生したこと、又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
2. これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
3. 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

これらの条件下において集団的自衛権の名において外国を防護するために武力行使を行う場合は、ある外国への武力攻撃が日本の存立を脅

かし日本国民の生存権を根本的に覆すという、ほとんどあり得ないような極端な場合である。このような場合が起こったときには、それは集団的自衛権というよりも日本の個別的自衛権の行使と分類するのがふさわしいであろう。安倍首相は、「集団的自衛権」という言葉を使った実績を作りたかったのだ、という憶測が正しいかも知れない。

もう一つの理由は、安保法制に関する国会議論を通して、憲法9条に関する市民の支持が強いことが判明したことである。憲法施行70周年を前に2017年4月に行われたNHKによる大型世論調査によれば、『「戦争の放棄」を定めた憲法9条を改正する必要があると思うか」という質問に対して、「思わない」が57%、「思う」が25%であった²。米国の対テロ戦争への日本の協力を巡って憲法論争があった2002年にもNHKは同じ方法で世論調査を行った。その時は、「思わない」が52%、「思う」が30%であった。憲法9条の改定に反対する意見と賛成する意見の差が22%から32%に開いて、反対意見が増加した。

憲法9条を守る意見が強まっただけではなく、安保法制の履行は違憲行動を含む可能性があるため、メディアが安保法制の履行について強い監視を行っている。

これまでの実施例は2例

2016年3月に新安保法制が施行されて以来、自衛隊が新法制で可能になった任務の履行を命じられたのはこれまで2例あった。一例は2016年11月の国連の南スーダンPKO(UNMISS)への自衛隊追加派遣に関するものであり、もう一例は2017年5月の朝鮮半島周辺海域に向かう米弾薬輸送艦を海上自衛艦が武装警護した任務である。注目すべきことは、いずれの場合も、実際には本質的な行動を実施することのない、名ばかりの実施実績を残すだけのものであったことである。

二つの場合の意味を理解するために、2015年安保法制の一つの側面について説明しておくことが適当であろう。集団的自衛権の問題とは別に、新安保法制は自衛隊の武力行使が許される物理的な場所を拡大した。新安保法制以前には、自衛隊が海外において憲法9条違反となる武力行使を行うことを避けるために、自衛隊の活動は「**非戦闘地域**」に限定しなければならなかった。防衛庁(当時)は「非戦闘地域」を「現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人

を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施する活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域³と定義した。

しかし、2015年安保法制においては「非戦闘地域」という概念は捨てられ、その代わりに「現場」という概念が使われた。つまり、自衛隊は「現に戦闘行為が行われている現場」⁴において活動をしてはならないと規定したのである。防衛大臣がこの現に戦闘が行われていない現場を特定し、自衛隊を派遣するときの活動実施区域として指定する。このように、安保法制によって自衛隊の海外における武力行使の禁止範囲は狭くなった。また、防衛大臣は戦闘状況が変化すると伴って活動地域の指定を変更しなければならず、派遣された自衛隊部隊は不安定で際どい状況に置かれることになった。

自衛隊の南スーダンPKOへの新しい派遣部隊に課せられた新しい任務は「**駆けつけ警護**」と呼ばれる。大きな意味では自衛隊による海外における武力行使の拡大の一つの形であるが、「駆けつけ警護」は国連PKOへの自衛隊の参加にのみ適用される概念である。2015年安保法制によって、「PKOの文民職員やPKOに関わるNGO等が…危険が生じている状況等において、施設整備等を行う自衛隊の部隊が、…安全を確保しつつ対応できる範囲内で、緊急の要請に応じて応急的、一時的に警護する」⁵ことが可能になった。新しく派遣された自衛隊部隊は、必要な時に「駆けつけ警護」任務を行うことは可能であったが、実際には実施されなかった。日本政府は別の理由を述べているが、南スーダンの内戦激化により自衛隊はUNMISSそのものから撤退せざるを得なかった。

米軍の弾薬輸送艦リチャード・E・バード(T-AKE4)の武装警護のケースは最近の朝鮮半島危機において発生した。これは憲法論争においては、集団的自衛権と海外における武力行使の両方に関係するケースである。2015年安保法制には自衛隊法の改定が含まれており、改定によって海上自衛隊の軍艦が、米軍の要請があれば、日本の防衛に従事している米海軍の軍艦を武力を行使して防護することが歴史上初めて可能になった(「**武器等の防護**」)。2017年5月2日、防衛大臣は自衛隊のヘリコプター空母「いずも」(DDH-183)(後に駆逐艦「さざなみ」も?)に対して、北朝鮮に対抗するために日本海(東海)に展開するカール・ビンソン空母打撃群に糧食・弾薬を補給するため航行中の米艦リチャード・E・バードを防護するよう命じた。しかし、報道によると武装警護が行われたのは西太平洋においてだけであった。その海域において米艦が何らかの攻撃を受ける可能性はほとんど考えられな

い。「武器等の防護」任務は実施実績を残す名目だけのために下命されたのである。

「共通の安全保障」協議が急務

上記のように、新安保法制はまだ強く平和憲法に制約されており、近い将来において自衛隊の海外活動が本質的に変化することはないであろう。とはいえ、安保法制に書き込まれた以上、自衛隊は想定された極端な仮想シナリオに基づいた軍事演習を実施するであろう。それが地域の緊張を激化させる可能性がある。さらに重要なことは、安保法制の推進者にとっては、法制の弱さを認識することは「解釈改憲」の限界と「明文改憲」の絶対的必要性が明白になるということである。その意味において、2015年安保法制は平和憲法改訂に関する本当の国民的な闘いの始まりを告げるものと言うことができる。

2015年安保法制が参議院を通過した2015年9月、中国外務省の洪磊(ホン・レイ)報道官は強い懸念を表明し日本に対して懸念への配慮を求めた。彼は、安保法制は「軍事、安全保障分野において戦後日本がとったかつてない動きである」と述べ、「日本が専守防衛政策を捨てて、第二次世界大戦以後日本がとってきた平和立国の道から外れてゆく懸念がある」と、日本の戦後平和体制の根本的転換の可能性を指摘した。

韓国もまた同じ日に安保法制通過について反応した。外務省報道官は、「日本が将来の防衛安保政策を透明性をもって決定、実施する」とともに、「第二次世界大戦以後一貫して維持してきた平和憲法の精神を堅持する」ことを求めた。

二つの隣国の反応は、両国が日本の平和憲法を地域の平和・安全保障の安定化要素として重視していることを示している。日本の市民が平和憲法を今のまま堅持する選択をするためには、現憲法下で自分たちが平和かつ安全であると感じる必要がある。北東アジアのすべての国の市民が相互に安全であると感じる感覚は、地域における共通の安全保障の課題が前進することによって培われ促進される。日本の平和憲法の命運が問われている現在の岐路において、北東アジアにおいて可能な共通の安全保障体制に関して協議する外交テーブルを設立することが至上命令であろう。非核兵器地帯の設立はそのような課題に関する証明済みのお手本である。⑩

注

- 1 防衛省「防衛白書2016」、166ページ。
- 2 <http://blog.livedoor.jp/kenpouwoikasu/archives/15092991.html>
- 3 防衛庁「防衛白書2004」、196ページ。
- 4 防衛省「防衛白書2016」、216ページ。
- 5 防衛省「防衛白書2016」、219ページ。(法律では文民に限らず他国軍兵士の「駆けつけ警護」も可能。)

日誌

2017.7.6~7.20

作成:有銘佑理、山口大輔

CIA=(米)中央情報局/DPRK=朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)/G20=主要20か国グループ/IS=「イスラム国」/NIS=(韓国)国家情報院/THAAD=高高度防衛ミサイル

- 7月6日 ゲアムの米B1B爆撃機2機が空自のF15・2機と東シナ海で共同訓練。航行の自由作戦の一環とみられる。
- 7月6日 文・韓大統領、訪問先のベルリンでDPRKに対話呼びかける演説。
- 7月7日 独ハンブルクG20で文・韓大統領、「DPRKが非核化を選べば安全と発展が保証される」とのメッセージを送るべき。
- 7月7日 国連の核兵器禁止条約交渉会議、条約を122か国の賛成で採択。(本号参照)
- 7月8日 米B1B戦略爆撃機2機と韓国空軍が合同で、DPRK軍事施設攻撃を想定した精密爆撃訓練を韓国の演習場で実施。
- 7月9日 ISの最大拠点のイラク北部モスルがイラク軍により解放。
- 7月10日 インド洋で米印海軍と海自の対潜艦艦共同訓練「マラパール」開始。米印の空母と海自のヘリ護衛艦「いずも」が参加。
- 7月10日 ユロ仏エコロジー相、全原子炉58基の3割に当たる17基を2025年までに閉鎖すると発言。原発依存度を7割から5割へ。
- 7月11日付 米国防省ミサイル防衛庁、THAAD迎撃実験・全14回に成功と発表。
- 7月11日 テロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法が施行。
- 7月11日 日米韓の6か国協議首席代表がシンガポールで会合。DPRKミサイル発射に対し新安保理制裁決議などの対応で合意。
- 7月11日 韓国NIS、DPRKは核弾頭再突入技術を未確立と分析。
- 7月14日 文科省、核融合実験炉の国内建設判断を2030年代に政府に求める指針案をまとめる。
- 7月14日 韓国電力会社「水力原子力」が新古里原発5、6号機の建設中断を決定。
- 7月15日付 朝鮮労働党機関紙「労働新聞」、文・韓大統領が6日のベルリン演説で核ミサイル開発放棄を求めたのを妄言と批判。
- 7月17日 文・韓政権、DPRKに対し、軍事緊張緩和に向け軍当局者の会談を21日に、離散

梅林宏道 著 在日米軍 変貌する日米安保体制

<目次より> 序章 在日米軍と日米軍事協力の新段階/第1章 日米安保下の在日米軍/第2章 在日米軍の全体像/第3章 在日米軍の活動を見る/第4章 脅かされる市民生活——基地がもたらす被害/第5章 在日米軍の将来を考える——非軍事の選択にむけて

岩波新書・288頁 定価880円+税 2017年6月20日刊

- 家族の再会に向けた赤十字実務者の会談を8月1日に実施することを提案。
- 7月17日 トランプ米政権、イランが核合意を順守しているとの判断を示す。一方で合意の精神に従っていないと批判。
- 7月18日 世耕経産相、核のごみ処分場選定のため、調査の対象になりうる地域を色分けした地図を今月中に公表すると明かす。
- 7月18日 セルバ米軍統合参謀本部副議長が上院公聴会で、DPRKのミサイルは米国に到達する能力を獲得したとの見解を示す。
- 7月18日 トランプ米政権、ミサイル開発に関わったとしてイランの18企業、個人を金融制裁対象に追加。
- 7月19日 文・韓大統領の諮問機関国政企画諮問委員会、2020年DPRKの完全な核放棄の合意を目標に掲げる。
- 7月19日付 米ワシントンポスト紙、米政府がシリア反アサド派へのCIAを通じた武器、訓練の提供の中止を決定と報ず。
- 7月20日 印外務省で平松駐印大使とジャイシャンカル外務次官が口上書を交換し、日印原子力協定が発効。
- 7月20日 ポンペオCIA長官、米コロラド州での安全保障フォーラムで、DPRK金正恩委員長への排除を狙う可能性を示唆。

沖縄

- 7月6日 沖縄総合事務局開発建設労組、前委員長の処分撤回求め抗議集会。辺野古新基地建設について新聞取材に答えた内容巡り訓告処分。
- 7月6日 県警・重久警備部長、「排ガス吸い取らなければ違法行為をやめる」。辺野古新基地建設現場で排除した市民を県警車両横に長時間留置した問題めぐり答弁。
- 7月7日 県・三連協、嘉手納基地での降下訓練禁止を求め稲田防衛相へ異例の合同要請。県は撤去運動へ発展の可能性も示唆。
- 7月8日付 キャンプ・シュワブ陸上部に生コン施設外観を確認。沖縄防衛局は埋め立て工事への転用はないと説明。
- 7月9日 那覇市議選投票開票日。翁長知事の

- 支持勢力が20議席から18議席に後退し、過半数割れ。投票率は過去最低の51.20%。
- 7月10日 嘉手納基地第18航空団司令官にカニングム准将が就任。嘉手納町・沖縄市・北谷町・県は抗議意思を示すため欠席。
- 7月11日 米軍北部訓練場N1地区・H地区の新ヘリパッドを初運用。オスプレイ1機が離着陸。東村・国頭村への事前連絡はなし。
- 7月14日 県議会、辺野古新基地建設を巡る岩礁破碎差止訴訟議案を賛成多数で可決。
- 7月14日 北谷町議会、嘉手納基地へのステルス戦闘機F35Bなど外来機の飛来・暫定配備に抗議。即時撤去を求め抗議決議・意見書を賛成多数で可決。
- 7月15日 名護市長選挙(18年1月予定)に自民党から出馬要請を受けていた宮里氏が出馬辞退。自民の候補者選考は白紙に。
- 7月16日付 キャンプ・ハンセン内ヘリパッドでオスプレイが連日訓練。12日には午後10時15分に超低周波で100dbの騒音。
- 7月19日 県、辺野古岩礁破碎差止訴訟の提訴は24日以降に行方方針。
- 7月19日 米軍、うるま市津堅島訓練場水域でパラシュート降下訓練実施。MC130特殊作戦機から3つが同水域に落下。今年4回目。
- 7月19日 全国議連会、普天間飛行場の「5年以内運用停止」を盛り込んだ基地対策に関する議案を25日の総会で審議へ。
- 7月20日 自民党県連、名護市長選挙に名護市議の渡具知氏を擁立する方針固める。
- 7月20日 日本自然保護協会ほか環境団体メンバーら、辺野古新基地建設に関する環境政策について県と意見交換。環境監視委員会の機能検証・評価を提言。

今号の略語

ANZUS=太平洋安全保障条約
CSTO=集団安全保障条約機構
ICBM=大陸間弾道ミサイル
NATO=北大西洋条約機構
PKO=(国連)平和維持活動
UNMISS=国連南スーダン共和国派遣団

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を

join-abolition-japan.dLNY@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方を選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>
荒井摂子<sarai@peacedepot.org>、山口大輔<yamaguchi@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「会費・購読期限」: 会員・購読者の方には日付が入っています。期限を過ぎている方は更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会・購読を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に
参加・協力しました。

朝倉真知子、荒井摂子、有銘佑理、梅林宏道、清水春乃、田巻一彦、中村和子、原三枝子、丸山淳一、山口大輔、山中悦子、湯浅一郎 (50音順)